

令和3年8月5日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府公衆浴場入浴料金審議会
会長 椎葉 淳



公衆浴場入浴料金改定の要否等について（答申）

令和2年11月2日付環衛第1834号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

今回実施した公衆浴場基礎調査によると、1日あたりの平均利用者数は伸びず、浴場の経営実態は年々厳しさを増し、廃業のやむなきに至る浴場が、あとを絶たない状況である。

公衆浴場経営者は、イベント開催などを通じ、新たな利用者の確保に向けた取り組みを進めているが、経営改善までには至っていない。

本審議会としては、標準の公衆浴場として選定した浴場の基礎調査結果について、経営内容を精査し、原価計算を行ったところ、維持コスト削減や、公衆浴場経営に付随したサービスの充実など営業収入を確保する為の経営努力が認められるものの、人件費が安く抑えられていることに加えて、近年、減価償却費が減少の一途で、必要な再投資が行えていない状況にあり、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持は、さらに厳しくなるものと考えられる。これらの状況や経済指標の動向を踏まえ、慎重に審議した結果、個人事業主分の人件費や再投資のための費用を見込む一方で、浴場経営と密接不可分な物販等の収入も反映させた原価計算が必要との意見の一致をみた。改定額については、このような審議経過のもと40円以上の改定が必要であったが、営業者の経営努力にも期待し、利用者・消費者及び浴場経営者の理解を得て、以下のとおりとすることとした。

大人	490円	(現行450円)
中人	200円	(現行150円)
小人	100円	(現行60円)

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の減少により廃業する施設数が増加しており、今後も楽観を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

- 1 大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいづくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設であることに鑑み、行政関係者には公衆浴場が、社会資源として高齢社会に対応した福祉、健康づくりに貢献できるよう施策の充実を望みたい。
- 2 公衆浴場経営者には、地域の健康づくりに寄与する施設として自家風呂所有者を含めた利用者の確保に努めるとともに、府民ニーズを把握し、浴場の特性を生かした事業や積極的なPR活動の実施、また、サービス向上につながる施設の改装・更新など、更なる経営努力に取り組まれることを望みたい。